

とだの保育の質・魅力向上プロジェクト業務委託仕様書

1 事業名

「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」

2 これまでの経緯・委託目的

戸田市では、県内でも平均年齢が最も若い自治体であること、人口減少・少子化の時代にもかかわらず、人口は増加し続け、同時に就学前児童数も増え続けていること、さらに共働き世帯の増加などから、平成 28 年 4 月には待機児童数が県内ワースト 1 位の 106 人となった。そこで、平成 28 年 10 月に策定された「待機児童緊急対策アクションプラン」に基づき、3 年間で約 1,100 人分の受入枠の拡大を目指して民間保育所の整備等を集中的に行うとともに、保育士を確保し、定着化させるための市独自の支援策等を推進してきた結果、令和 2 年度に待機児童ゼロを達成した。

しかし、現在は出生数の減少や育児休業制度の拡充などから、市内保育園の 0 歳児、4 歳児及び 5 歳児の空き状況が目立ち始めている。また、全国的に保育士不足が深刻化する中、不適切保育による事故が多発し、保育士の離職が増加し、就職希望者が減少するなど、保育士の確保が非常に難しくなっている。

国では、今後数年が少子化傾向を反転するためのラストチャンスとして、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にあるという認識のもと、令和 5 年 12 月に「こども未来戦略」を示し、今後 3 年間の集中的な取組として、「こども・子育て支援加速化プラン」を掲げ、保育政策については主に次の 3 点を挙げている。

こども誰でも通園制度（仮称）の創設（就労要件を問わずすべての子育て家庭が保育所を利用できるようにする）

7 5 年ぶりの保育士の配置基準改善と、更なる処遇改善

医療的ケア児や病児保育などの支援体制の強化

このように保育政策の大きな転換期を迎えている中、上記の政策については、今後、国から具体的に示されていく過程で、迅速かつ適切な対応が求められる。また、時代に合わせた市独自の制度の構築や見直し等について、客観的なデータ等の分析を行い、適切な対策を講じる必要がある。

また、本市では、平成 30 年度、令和元年度の 2 年間、産学官協働による「とだの保育創造プロジェクト」を実施し、保育人材の確保と定着化や、市の保育の魅力アップを目的として、多くの保育園が参加し、一定の成果を得たところである。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、保育現場の状況も変化してきていることから、改めて公立と民間保育園が手を携えて、保育の質の向上と市の保育の魅力アップ等に取

り組み、児童や保護者、保育士にも選んでいただける保育園づくりを目指したいと考えている。そこで、令和6年度から新たに本プロジェクトを開始し、当初2年間は活動を支援する委託業者とともに実施することを想定している。

そのような中で、本業務は、国の少子化対策や市内の保育政策の課題等を分析の上、保育の様々な課題に対する市独自の緊急対策として「戸田市 保育政策 緊急アクションプラン（仮称）」の策定支援を行う。また、令和6年度から開始する産学官協働による「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」については、市内保育関係者・学識経験者・事業者・行政等による市独自の保育の質と魅力の向上のための協議支援のほか、この協議の過程で検討された事業の実施支援等を行う。なお、行政とともに市内保育関係者が、主体的かつ自律的に魅力ある保育の職場づくり等を実施していく意識醸成も図れるよう進めていくものとする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、報告書等の納期限は契約締結時に別途定めるものとする。

4 業務内容

<令和6年度>

- (1) 国の少子化対策及び戸田市の保育に係る課題の整理・分析
- (2) 保育の質及び魅力の向上に係る他の自治体の取組事例調査
- (3) プラットフォーム（協議の場）の設計、立ち上げ支援、企画・運営支援

設計、立ち上げ支援

企画・運営支援（3回程度、会議の企画、資料作成、会議進行、会議録作成、結果とりまとめ、学識経験者等2名の選定、学識経験者等への謝礼金支払い）

「プラットフォーム」では、市内の保育関係者（施設長、保育士等）、学識経験者、事業者等で構成し、市独自のビジョンについて協議するほか、具体的なプロジェクトの提案・組成・評価検証を行う場を想定している。

※協議テーマ

（例）保育の向上のために必要なこと、事故防止のために必要なこと、保育の魅力向上（市全体、各施設）のためにできることなど

- (4) 保育の質及び魅力の向上に係る各種研修の企画・実施支援（3回程度）

企画支援、講師の選定

実施支援、結果とりまとめ、講師への謝礼金支払い

テーマ例（保育の質の向上研修、事故防止の実践的研修、保育の魅力向上研修、若手保育士交流会、施設長マネジメント研修など）

(5) 「戸田市 保育政策 緊急アクションプラン(仮称)」の策定支援

上記(1)及び(2)を踏まえ、実効性のある新規事業等の検討支援

上記(3)及び(4)を踏まえ、市の保育施設等の課題等を踏まえ、実効性のある新規事業等の検討支援

アクションプランのイメージは以下の通り

対象期間は、令和6年度中から5年間程度を想定

内容は以下の通り

- ・国の少子化対策に対する実施計画
- ・保育士の確保及び定着化の事業計画
- ・保育の質及び魅力向上に係る事業計画

(6) モデルプロジェクトの実施支援

プラットフォームで協議した事業のうち、モデルプロジェクトを選定し、スキーム検討、関係主体のコーディネート支援等

(先行的に実施できそうな取組1つをモデルと位置づけ具体化、実施、検証)

<令和7年度>

(1) プラットフォームの企画・運営支援

企画・運営支援(4回程度、会議の企画、資料作成、会議進行、会議録作成、結果とりまとめ、学識経験者等2名への謝礼金支払い)

(2) 保育の質及び魅力の向上に係る各種研修の企画・実施支援(4回程度)

企画支援、講師の選定

実施支援、結果とりまとめ、講師への謝礼金支払い

テーマ例(保育の質の向上研修、事故防止の実践的研修、保育の魅力向上研修、若手保育士交流会、施設長マネジメント研修など)

(3) モデルプロジェクトの実施支援

令和6年度に選定したモデルプロジェクトの実施支援・検証等

(4) アクションプランの実施に向けた事業組成支援(3プロジェクト程度を想定)

事業スキームの検討

関係主体のマッチング・コーディネート支援

事業組成に向けたアドバイザリー

(5) 令和8年度以降の「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」に係る自律的な実施体制等の検討

5 履行場所

戸田市役所及び戸田市が指定する場所

6 注意事項

- (1) 受託業者は、上記4の業務に支障が生じないよう、当該業務に十分な経験と知識を有する者を配置しなければならない。
- (2) 受託業者は、上記4のプラットフォームに参加する学識経験者等については、それぞれ、委託内容に係る十分な経験と知識を有する者を選定しなければならない。
- (3) 戸田市が提供した資料は、受託者の責任により管理し、契約期間終了の際には速やかに戸田市に返却しなければならない。

7 成果物の提出

- (1) 国の少子化対策及び戸田市の保育に係る課題の整理・分析の結果報告書
- (2) 保育の質及び魅力の向上に係る他の自治体の取組事例調査の結果報告書
- (3) 事業中間報告書
- (4) 事業最終報告書

8 その他

業務の遂行に際し、本仕様書に定めのない事項については、戸田市及び受託業者が協議のうえ、決定するものとする。

また、本仕様書及び提出した提案書に基づき、契約を履行することとする。